

国家戦略住宅整備事業（国家戦略特別区域法第16条）の活用

【日本橋一丁目東地区】



産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な、
国際水準の居住施設約8,300㎡(約30～60戸)を整備

- ☐ 国際水準の住戸を整備
- ☐ 暮らしをサポートする高質なサービスを提供
- ☐ 外国人を含む高度金融人材の居住滞在環境をサポートする生活支援機能を整備



国家戦略住宅整備事業の活用により、
日本橋一丁目東地区全体の容積率を約20%緩和(※)



住宅機能はB街区にまとめて整備

(※参考)

$$V_r = V_c (1 + 2 (3 / (3 - R) - 1))$$

V_r : その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値 (1,550%)

V_c : 都市再生特別地区に定める(当事業による緩和部分を除く) 建築物の容積率の最高限度(1,530%)

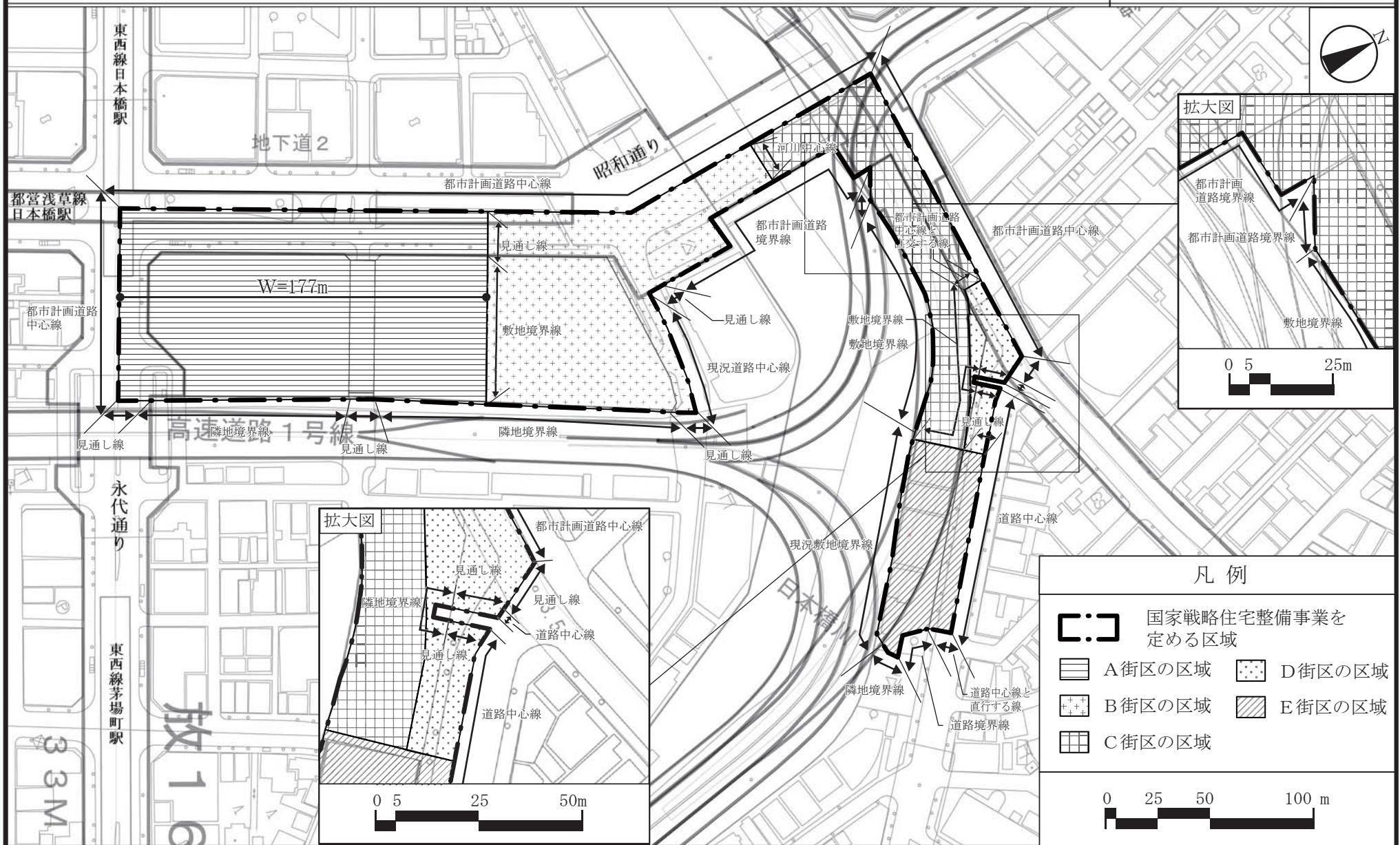
R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合(2.10%)

日本橋一丁目東地区 住宅整備事業（案）

国家戦略住宅整備事業を実施する区域	日本橋一丁目東地区
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	183/10 ※地区全体に対して適用する。
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	$V_r = V_c (1 + 2 (3 / (3 - R) - 1))$ ただし、$V_r - V_c \leq 300\%$ V_r：その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値（155/10） V_c：都市再生特別地区に定める（当事業による緩和部分を除く。）建築物の容積率の最高限度（153/10） R：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合（2.10%） ※V_r、V_c、Rは、地区全体に対して適用する。 （地区全体で、$V_r=155/10$、当該住宅はB街区に配置、 適正配分後の容積率の最高限度は、A街区 209/10、B街区 136/10、C街区 1/10、D街区 5/10、 E街区 5/10）
建築物の敷地内に設けられる空地の要件	敷地面積の 2/10 以上かつ道路に接して有効な部分が 1/10 以上
建築物の敷地面積の規模	0.5ha 以上

「区域は、計画図表示のとおり」

国家戦略住宅整備事業を定める区域



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第268号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第129号、令和3年7月7日
（承認番号）3都市基街都第33号、令和3年7月2日